

秋田県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5年3月24日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 遠藤 実

1 指示の内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれに連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

- (1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚）
- (2) ブルーギル

2 指示をする期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで